

第一章 名称

(平成九年四月改正)

第一条 この会は、大阪市立中大江小学校PTAという。

(平成十年四月改正)

2 この会は、事務所を大阪市立中大江小学校に置く。

(平成十七年三月改正)

第二章 目的

(平成十八年三月改正)

第二条 この会は、会員相互の協力により、家庭と学校と社会における、児童の

(平成二十年二月改正)

幸福な成長をはかることを目的とする。

(平成二十五年四月改正)

第三条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

(平成二十九年四月改正)

一、教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。

(平成三十一年四月改正)

二、家庭と学校との緊密な連絡によつて、児童を保護・指導する。

(令和四年四月改正)

三、家庭と学校と社会における、教育的環境をよくする。

(令和七年四月改正)

四、学校に対する公費の確保に協力する。

(令和七年六月改正)

(令和七年九月改正)

(令和八年五月改正)

第三章 方針

第四条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従つて活動する。

一、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

二、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

三、この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

四、この会は自主独立のものであつて、他の団体から支配・統制、または干渉を受けない。

五、学校の教育方針、及び人事ならびに管理には干渉しない。

六、この会の活動において扱ふ個人情報については、別に個人情報取扱規則を定め、それに準じる。

第四章 会員

第五条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

一、この学校に在籍する児童の父母、またはこれに代る者（以下、父母と合わせて「保護者」という）。

二、この学校の教職員。

三、この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得たもの。

第六条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

2 この会への加入は、任意とし、加入を希望する者は、所定の方法により申し出るものとする。

3 会員は、在学期間中であつても、本人の意思により、退会することができる。

退会を希望する場合は、所定の方法により届け出るものとする。

第五章 経理

第七条 この会の経費は、会費・事業収入、および自発的な寄付金によつて支弁される。

第八条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第九条 この会の資産は、すべて第二章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第十条 この会の会費は、一口につき、月額百円とする。

2 会費の納入は、一口以上の任意の口数とする。

口数は、会員の申し出により、年度途中であつても変更することができる。

第十一条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第十二条 この会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第十三条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第六章 役員とその選挙

第十四条 この会の役員は次のとおりである。

一、会長 一名 保護者

二、副会長 二名以上 保護者

三、書記 一名以上 保護者または教職員

四、会計 一名 保護者

2 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第十五条 役員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、引き続き、他の役員に選任されることができる。

第十六条 役員の選挙および就任は次のとおり行なわれる。

一、九名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を次の方法によつて作る。

1 保護者の中から、次のとおり六名を選出する。

イ、各学年の保護者は、互選により、五名の学年代表を選出する。

ロ、これらの学年代表は、互選により、六名の指名委員を選出する。

- 2 教職員の中から互選により、二名の指名委員を選出する。
- 3 役員、常置委員の中から互選により、一名の指名委員を選出する。
- 4 互選により指名委員になった六名と実行委員の中から指名委員になった一名の計七名は、次年度以降の指名委員候補から在学人数に関わらず外れることとする。但し、自ら指名委員候補に申し出た場合はこの限りではない。
- 二、指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。
- 三、指名委員会は、各役員別に、定数以上の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも三日前までに、全会員に知らせる。
- 四、選挙を行う総会において、一般会員から、候補者の指名をなすことができる。
- 五、候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
- 六、役員は、四月の総会において、出席した会員の無記名投票により、多数決で選挙される。
- 七、役員は、五月一日より就任する。

第十七条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第十八条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第七章 役員資格と、その任務

第十九条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公識者でない者は、第六章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第二十条 会長は、次の職務を行う。

- 一、総会、および実行委員会を招集し、会議の議長となる。
- 二、他の役員、および校長の意見を聞いて、常置委員会、および特別委員会（指名委員会を除く）の委員長を任命する。
- 三、常置委員会、および特別委員会（指名委員会を除く）の委員を任命する。
- 四、各委員会（指名委員会、および会計監査委員会を除く）に出席して、意見を述べることができる。
- 五、この会の、資産を管理する。

第二十一条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第二十二条 書記は、次の職務を行う。

- 一、総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 二、記録・通信、その他の書類を保管する。
- 三、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第二十三条 会計は次の職務を行う。

- 一、総会が決定した予算に基づいて、いつさいの会計事務を処理する。
- 二、予算の立案に協力する。
- 三、会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- 四、会計監査をうけて、会員に報告する。

第八章 会計監査委員会

第二十四条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長の外、二名の副委員長を置く。

第二十五条 会計監査委員長の選挙および就任は、第十六条に準じて行う。

第二十六条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。

第二十七条 会計監査委員の任期は、一年とする。

第二十八条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第二十八条の2 会計監査委員会の細則については、別に会計監査委員会細則を定めることができる。

第九章 相談役

第二十九条 本会の役員経験者からなる中大江校園江友会より選出し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第三十条 任期は一年とし、再任を妨げない。

第三十一条 役員会および実行委員会に出席することはできるが、議決権は有しない。

第三十二条 相談役の任務は、次の通りとする。

- 一、本会の運営に関して助言を行うことができる。
- 二、本会の運営に関して必要に応じて意見を述べることができる。

第十章 総会

第三十三条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第三十四条 総会の定足数は、全会員の五分の一とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第三十五条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の五分の一以上の要求があつたときには、会長はいつでも総会を招集する。

第三十六条 総会は、年間一回以上開催する。

第三十七条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第十一章 実行委員会

第三十八条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長および校長、副校長、教頭、教務主任をもって構成される。

ただし、各常置委員会の副委員長を加えることができる。

第三十九条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

- 一、会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
- 二、各委員会によって立案された細則および事業計画について、審議検討を行い決定することができる。
- 三、総会に提出する議案を調整する。

- 四、必要あるときは、特別委員会を設ける。
- 五、その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第四十条 実行委員会は、適宜定例会を開催する。

- 一、実行委員会の定足数は、委員数の二分の一とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第四十一条の2 実行委員会の細則については、別に実行委員会細則を定めることができる。

第十二章 常置委員会、および特別委員会

第四十二条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究・立案するために、次の常置委員会を置く。

- 一、企画総務委員会

二、学年委員会

三、文化委員会

四、地域委員会

五、広報委員会

六、厚生委員会

七、給食委員会

第四十三条の二 前条の委員の選定にあたっては、原則として会員の立候補または互選により選出する。

第四十四条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

- 一、特別委員会は、その任務を終わるとともに、自動的に解散する。

- 二、特別委員会の委員長は、必要ある場合実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第四十五条 各常置委員会および特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて、会長が任命する。ただし、必要に応じて、各委員会に副委員長をおくことができる。

- 一、委員は、会員の選定に基き、会長が任命する。

第四十六条 各常置委員会、ならびに特別委員会の委員長、および委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

- 一、常置委員会相互間において、委員は、他の委員を兼ねることができない。

第四十七条 企画総務委員会の任務は、次のとおりである。

- 一、この会の目的達成のため、役員の補佐を行い、各委員会との年間計画の連絡調整及び、活動に必要な予算の調整をする。
- 二、諸活動の企画の資料の収集及び、健全な経理が行われるように協力する。
- 三、総会の議事日程の立案及び必要あるときは、補正予算を立てる。

第四十八条 学年委員会の任務は次のとおりである。

- 一、その学年の会員が、会員としての義務と権利を全うするようにつとめる。

- 二、教育環境をより好ましくするようにつとめる。

- 三、教職員と保護者、および保護者相互の連絡と親睦をはかる。

第四十九条 文化委員会の任務は次のとおりである。

- 一、文化活動の推進および学校・地域との連携を深めることを目的とする。

- 二、児童および保護者を対象とした文化活動の企画・運営。

- 三、学校および地域社会との文化交流の促進。

- 四、学校行事や地域イベントへの協力・参加。

第五十条 地域委員会の任務は、次のとおりである。

- 一、地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡につとめる。

- 二、児童の家庭生活、社会生活の保護善導につとめる。

- 三、地域内の関係団体機関および、それらの活動に協力する。

第五十一条 広報委員会の任務は、次のとおりである。

- 一、会員に対し、情報を伝達する。

- 二、地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。

- 三、この会と同じ目的をもつ他の団体、または機関との連絡をはかる。

第五十二条 厚生委員会の任務は、次のとおりである。

- 一、児童の福祉厚生をはかる。

二、特別な事情にある児童の援助・補導につとめる。

第五十三条 **給食委員会**の任務は、次のとおりである。

- 一、学校給食が十分な効果をあげるように協力する。
- 二、家庭の食生活の改善につくす。

第五十四条 校長は、各常置委員会、または特別委員会に出席して、意見を述べることができる。

第五十五条 各常置委員会、および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからねばならない。

第五十六条 各常置委員会および特別委員会の細則については、別に各常置委員会および特別委員会細則を定めることができる。

第十三章 改正

第五十七条 この規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛成によって改正すること

ができる。ただし、改正案は総会の少なくとも三日前に、その内容を全会員に知らせておかなければならない。